令和８年７月29日

令和8年熊本地震により被害を受けられた皆様へ

エイ・ワン少額短期保険株式会社

この度の令和8年熊本地震により、被害を受けられた皆さまに心からのお見舞いを申し上げます。当社ではこの度の被害により、災害救助法が適用された地域のお客さまからお申し出があった場合、下記の特別措置を講じてのご対応をさせていただきます。

1.保険金の簡易迅速なお支払い

お申し出により、必要書類の一部を省略する等により、可能な限り迅速なお支払いを致します。

2.継続契約の締結手続きの猶予

お申し出により、一定の継続契約の締結手続きの猶予期間を設ける特別措置を実行致します。

3.保険料払込猶予期間の延長

お申し出により、一定の保険料払込猶予期間を設ける特別措置を実施致します。

○特別措置の適用をご希望のお客さまは、以下のご相談窓口へご連絡ください。

お客さま相談窓口　0120-965-508

※ 受付時間：10 時～17 時まで（土・日・祝日・年末年始休業期間を除く）

●災害救助法適用地域について

最新の適用地域に関しては、以下の内閣府 防災情報のページをご覧ください。

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

以上